

議案第 5 6 号

令和 8 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 410,095 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 越 金		千円 1
	1 繰 越 金	1
2 諸 収 入		390,094
	1 雜 入	390,094
3 市 債		20,000
	1 市 債	20,000
歳 入 合 計		410,095

歳 出

款	項	金額
1 ゴルフ場事業費		千円 72,625
	1 ゴルフ場事業費	72,625
2 公債費		46,313
	1 公債費	46,313
3 諸支出金		290,157
	1 繰出金	290,157
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		410,095

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
生田緑地ゴルフ場整備事業	千円 20,000	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 6.0% 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えができる。